

## 承継届出書

届出が必要な場合 特定施設設置届出書等の届出を行なった者から特定施設の全てを譲り受け・借り受けた場合、又は相続・合併があった場合  
但し、特定施設の部分的譲渡等は地位の承継には含まれない。  
また法人の分割によって新たな法人に特定施設の一部が承継された場合は、特定施設設置届出書による届出とする。

届出時期 承継があった日から30日以内

届出先 苅田町役場 環境課 環境対策担当

届出書様式 承継届出書（様式第8）

添付書類 遅延理由書（届出時期を遅延している場合のみ）

提出部数 正副2部

（1部は控えとして、受付・審査後に返却します。）

提出方法 窓口に持参

（郵送による受付は行っていません。）

### 届出書記入にあたっての注意事項

1. ※印の欄には、記載しないこと。
2. 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
3. 記入見本、記載例等を十分参照のこと。